

## 令和8年度長門市地域経済共創支援プラットフォーム構築業務仕様書

### 1 業務名

令和8年度長門市地域経済共創支援プラットフォーム構築業務（以下「本業務」という。）

### 2 本業務の目的

本市では、若年層の市外流出が進行し、生産年齢人口の減少が地域経済の持続性に大きな影響を及ぼしている。地域経済を活性化し、将来にわたって活力ある地域社会を実現するためには、雇用の拡大・創出を通じて若者が希望する働く場を確保するとともに、企業活動の付加価値を高め、「稼ぐ力」を強化していくことが不可欠である。このため、企業誘致の推進、先端技術の活用による生産性向上、域内循環の促進、外部活力の取り込みといった新たな視点から経済活性化に取り組む指針として令和3年に「ながと 6G 構想」を策定している。この指針に基づき、企業誘致コーディネーターの配置や、DX人材の育成、地元企業とのオープンイノベーション、IT企業の活動拠点となる施設整備など、ソフト・ハード両面からの投資を行い、地域外企業との接点づくり、進出環境の整備、企業の誘致に取り組んできたところである。

一方で、地元企業の多くは小規模であり、人材、資金、ノウハウといった経営資源が限定的であることから、新規事業や新サービスの創出、デジタル技術やAIの活用による業務高度化・生産性向上に十分取り組めていない現状がある。また、進出企業においても、地域との接点が限定的なままでは事業拡大や人材確保が進まず、結果として定着や地域波及効果が十分に発揮されないという課題が生じる。今後は、「企業を呼び込む施策」から、進出企業と市内企業、人材、教育機関、関係機関等が相互に連携し、新たな価値創出が継続的に生まれる産業エコシステムの形成へと政策を転換していく必要がある。

こうした認識のもと、企業誘致施策の次の段階として、進出企業が地域課題の解決や新たな産業創出に継続的に関与し、地域に事業基盤を構築することで雇用創出を図る「進出企業の定着・成長支援」と、市内企業が抱える人材不足、デジタル人材の不在、新規事業創出力の不足といった構造的課題を克服し、持続的な付加価値創出を可能とする産業基盤の高度化を目指す「市内企業の生産性向上支援」の2つの柱を一体的に推進する。

本業務では、令和8年4月から供用開始の「閃 HIRAMEKI Nagato」を拠点に、企業間連携の促進、人材の育成・確保、事業創出の好循環を生み出すことにより、地域産業全体の付加価値向上と若年層の市内定着につなげることを目指すものである。これらの分野においては、行政単独では十分な専門性やネットワークを有し得ないことから、民間事業者が持つ実践的な知見、事業開発力、広域的なネットワーク、柔軟な発想を積極的に取り入れることで、事業効果の最大化を図る。

なお、進出企業と地元企業が連携してAI等の先端技術を活用した生産性向上のプロジェクトに取り組む場合は、市が主体となり、AI等の先端技術を活用した新事業・新サービスの実証・実装支援を検討する。実証・実装支援を通じて、業務効率化や品質高度化、新サービス創出などのモデルを開発・実証し、得られた成果やノウハウを地域内へ横展開することで、市内産業全体の生産性向上と付加価値創出につなげる。本業務により構築される企業ネットワークや人材基盤、共創体制を活用することで、相乗効果の創出を図るものとする。

### 3 業務履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

### 4 契約限度額

25,000千円（消費税額及び地方消費税額計を含む）

### 5 業務内容

本業務は単なる運営・事務代行型の委託ではなく、地域課題の本質を踏まえた企画提案型の業務として位置付ける。提案にあたっては、本市の産業構造、企業規模の実態、これまでの企業誘致施策や拠点施設の整備などの経緯や成果、課題を十分に理解したうえで、企業の行動変容を促す仕組み、持続的に機能する運営モデル、将来的な横展開や自立化を見据えた戦略性のある提案を求める。また、短期的な成果創出と中長期的な地域経済の底上げを両立させる観点から、KPIの設定、効果検証の方法、改善サイクルの設計についても重視する。

なお、KPIは次の項目を盛り込んで提案すること。

- ・本業務により支援した新事業・新サービスの件数
- ・本業務により地元企業の課題解決に繋がった件数
- ・本業務によりインターンシッププログラム等に参加した人数

#### (1) 地域産業のDX化支援体制構築

IT企業拠点施設「閃 HIRAMEKI Nagato」内に、地元企業のDX化や業務高度化、新事業創出に関するワンストップ相談窓口を設置し、進出企業や専門家が参画する伴走支援体制を構築する。デジタル技術やAIを活用した業務改善、企業間連携、実証プロジェクトの創出などを一体的に支援することで、進出企業にとっては地域内での事業機会拡大や顧客開拓につながり、地元企業にとっては実践的なDX推進の場を確保することができ双方の共創関係を深化させ、進出企業の定着と成長を促進する。

#### (2) 人材確保・育成のプラットフォーム構築

地域内の学生に加え、域内外の多様な人材を地元企業とつなぐプラットフォームを構築する。インターンシッププログラムの開発支援、企業の受入体制整備、人材マッチング機能の強化を通じて、企業の人材確保力と育成力を高めるとともに、若者や多様人材の地域定着を促進する。これにより、将来的な産業人材の裾野拡大と、企業の持続的成長を支える人材基盤の形成を図る。・

### 6 定例会及び実施状況の報告

- (1) 受託者は業務の実施内容の調整や進捗状況の共有のため、本市と月1回以上定期的に対面（リアル又はオンライン）で打合せを実施するものとし、打合せ日程については双方協議の上決定すること。
- (2) 受託者は本市から請求があったときは、業務の進捗状況等について隨時報告すること。

## 7 経理

- (1) 委託業務を的確に遂行するに足りる能力を有するものとして、総勘定元帳及び現金出納帳等の会計書類を整備すること。
- (2) 会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、委託費の使途を明らかにしておくこと。
- (3) 本業務は、国の「地域未来交付金」を利用するため、本市あるいは会計検査委員の求めに応じて、いつでも閲覧に供することができるよう、支出内容を証する経理書類を整備して、会計帳簿とともに本業務の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、保存しなければならない。

## 8 業務完了報告

受託者は、令和9年3月31日又は業務完了後10日以内のいずれか早い日までに、次の書類を提出し、本業務の完了を報告すること。

- (1) 業務完了報告書 紙媒体1部、電子データ1部
  - (2) 報告書 紙媒体1部、電子データ1部
  - (3) その他、市長が必要と認める書類 紙媒体1部、電子データ1部
- ※電子データは本市が指定する形式で作成すること。

## 9 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 本市と十分な協議のうえ本業務を実施すること。
- (2) 業務を円滑・適正に運営するための組織体制、人員配置を行うこと。
- (3) 受託者は、業務の一部を再委託することができるが、その場合は、再委託先ごとの業務の内容、実施の体系図及び工程表、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記したものを事前に書面で報告し、本市の了解を得なければならない。
- (4) 守秘義務
  - ① 受託者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。
  - ② 成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、本市の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (5) 著作権の取り扱い
  - ① 本業務により新たに発生した著作権は、本市に帰属するものとし、本市は、受託者に事前の連絡なく加工及び二次利用できるものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、本市は、権利留保物についての当該権利を独占的に使用することとする。
  - ② 受託者は、本業務の成果品に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、当該著作物等の使用に必要な経費の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行わなければならない。

#### (6) 肖像権に関する事項

受託者は、本業務の実施に当たって使用する写真の被写体が人物の場合は、肖像権の侵害が生じないように留意しなければならない。

#### (7) 個人情報の保護

受託者は、本業務の実施に当たって得た個人情報については、情報の漏えい、滅失、損傷の防止その他の情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### 10 留意事項

本業務は、国の地域未来交付金を活用し実施するものであるため、「特定の個人や個別企業に対する給付事業及びそれに類するもの（個人への旅行代金の支給（交通費、宿泊費など）や、各種事業の参加者（個別企業が参加者である場合を含む。）に対する旅費、宿泊費、体験費、交流費、飲食費など）」は、当交付金の対象とならない経費に該当するため、本業務の委託料を充てることができないことに留意すること。

また、令和9年度以降の業務については、令和8年度中に長門市情報通信関連企業等集積拠点施設の指定管理者を募集（予定）することとしており、指定管理業務と併せて一体的に執行することを想定している。

### 11 その他

本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、受託者と本市が必要に応じて協議するものとする。